

## 令和3年度武蔵野市環境浄化審議会 議事要旨

- 日 時 令和4年2月25日（金）午後6時00分から午後7時45分
- 場 所 本町コミュニティセンター 3階 第1会議室
- 出席者 12名
  - 【審議会委員】 7名（室井会長、川鍋副会長、寺岡委員、小田委員、鈴木委員、  
栃折委員、塚本委員）
  - 【事務局職員】 5名
  - 【傍聴者】 なし

### ■次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付及び委員紹介
- 3 挨拶
- 4 正副会長の選出
- 5 事務局からの報告
  - ①環境浄化特別推進地区、勧誘行為等適正化特定地区の現況及びブルーキ  
ャップによる指導・警告等の状況について
  - ②つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例の  
一部改正について
  - ③旅館・簡易宿所の新規開設状況等について
  - ④環境浄化に関する陳情について
- 6 現地視察  
(環境浄化特別推進地区・吉祥寺南町2丁目地域・吉祥寺駅南口周辺など)
- 7 意見交換

---

### ■議事要旨

- 1 開会
- 2 委嘱状交付及び委員紹介
- 3 挨拶
  - 【防災安全部長】
    - ・新型コロナウイルス感染症が流行して2年を超えてしまったが、この間、市  
では全庁体制で感染症対策本部、ワクチン接種推進本部や自宅療養者支援セ  
ンター及び経済支援策などの新型コロナに対する様々な取り組みを進めてき

た。依然として感染者の多い状況が続いているが、このような中でも市としては、市民の安全・安心のための取り組みをしっかりと行っていく。

- ・新型コロナの影響により2年ぶりの審議会開催となったが、現地視察も行ったうえで、委員の皆様のご意見を伺う機会とさせていただきたい。

#### 4 正副会長の選出

－委員互選により、会長に室井委員、副会長に川鍋委員を選出－

#### 5 事務局からの報告

##### ①環境浄化特別推進地区、勧誘行為等適正化特定地区の現況及びブルーキャップによる指導・警告等の状況について

###### 【事務局】

令和3年中のブルーキャップによる指導・警告等の取扱い件数は、指導8件、警告5件、勧告1件、路上宣伝行為の方法変更の要請は96件であった。

##### ②つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例の一部改正について

###### 【事務局】

- ・吉祥寺駅南口の客引き行為等に対する苦情やご意見が増えていたが、現行の「つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」では規制できないため、業種を指定した客引き行為等を禁止行為とする一部改正を行った。
- ・新たに禁止行為とするのは、飲食店・カラオケ店・店舗型性風俗特殊営業に関して客引き行為をすること、接待を伴う飲食店従業員の役務に従事するよう勧誘すること、客引き行為及び勧誘行為をする目的でその相手方となるべき物を待つ行為である。
- ・条例に基づく規制は市内全域に及ぶが、警告等の実施は勧誘行為等適正化特定地区のみで可能となっている。

##### ③旅館・簡易宿所の新規開設状況等について

###### 【事務局】

- ・市内の旅館業は13施設である。
- ・令和3年10月に吉祥寺本町1丁目に新たな旅館業「シャリル」が営業開始した。同年8月には、市の旅館業者の責務等に関する条例に基づく住民説明会を実施。
- ・吉祥寺ホテル（仮称）は、まちづくり条例に基づく協議はすべて終了し、着工に入れる状況ではあるが、いまのところ着工時期は未定と聞いている。
- ・市条例に違反するような状況がある場合は、指導・勧告ができることになっており、勧告を行う場合は環境浄化審議会の意見を聴くこととなっている。

#### ④環境浄化に関する陳情について

##### 【事務局】

- ・令和3年5月に市議会に対して環境浄化に関する陳情が2件提出された。
- ・市議会総務委員会において審議が行われ、令和3年12月21日の市議会本会議において採決され、意見付き採択となった。
- ・（陳受3第8号）「吉祥寺駅周辺の青少年健全育成環境、居住環境、地域風紀を守ることに係る陳情」の主旨は「吉祥寺南町2丁目近隣商業地域を環境浄化特別推進地区に指定すること」である。吉祥寺地区の13団体が陳情者であり、署名が約2500件寄せられている。
- ・（陳受3第9号）「吉祥寺駅周辺の安心安全なまちづくりと子どもたちの健全育成環境を求めることに係る陳情」による要望は①「環境浄化審議会を開催し、吉祥寺駅南側エリアの呼び込み、声掛け、景観、看板照明、旅館業法に施設などの現状調査を行うこと」、②「吉祥寺南町2丁目近隣商業地域を環境浄化特別推進地区に指定することを調査・審議すること」、③「環境浄化に関する条例に基づく環境浄化協力員を委嘱し、市・警察署・消防署・保健所ともに風俗営業・旅館業について定期的な査察を行うこと」の3点である。陳情者は「吉祥寺駅周辺の環境を考える会」をはじめとして、署名が約2090件寄せられている。
- ・令和3年6月14日・8月17日・9月13日・11月1日・12月13日の合計5回の総務委員会における審議を経て、12月13日の総務委員会で意見付き採択となり、12月21日市議会本会議にて採決された。2件の陳情ともに「市の権限の及ぶ範囲で陳情の趣旨に沿うよう努力されたい」という意見付きの採択となった。
- ・この採択を受け、今後、市としてどのように対応を進めていくかを現在検討している状況である。今回の審議会では、基本的な情報や事実関係について説明を行い、実際に現地を見ていただく。
- ・環境浄化特別推進地区の指定は「特に環境浄化を推進する必要があるとき」に市長が行うものと規定しており、地区指定要件は①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業、興行場法第1条第2項に規定する興行場営業その他これらに類似する営業を行う施設が多数集積している地域、②風俗営業等の営業行為により犯罪が多発するなど地域住民の良好な環境が阻害されている地域、③環境浄化に対する地域住民の関心が高く地域住民の自主的活動により一層の環境浄化の推進を図り得る地域、の3つである。
- ・条例第9条第2項で「市長は、推進地区における環境浄化活動を行うため、推進地区の住民が自主的に組織する団体の活動に対して必要な協力をするとともに、予算の範囲内で必要な助成を行うことができる。」こと、条例第9条第3項で「市長は、推進地区における健全な商業活動を推進するため、必要な措置を講ずることができる。」とそれぞれ定めており、地区指

定をした場合、住民の自主的活動に対する協力・補助金の交付や、健全な商業活動を推進するための措置を行うことができる旨を定めている。

- ・第9条第4項では、「市長は、推進地区を指定するときは、地域住民の意見を聴くとともに、審議会の意見を求めなければならない。」とし、指定をしようとするときは、事前に地域住民の意見を聴き、環境浄化審議会の意見を求めることとなっている。
- ・吉祥寺南町2丁目の当該地域の中の風俗営業店は市で把握している件数は約3件、旅館業2件（ホテルラフェスタのパート1、パート2）特殊浴場1件である。
- ・吉祥寺南町2丁目の当該地域のみ犯罪件数は不明である。吉祥寺南町2丁目全体では、平成21年は、吉祥寺南町2丁目全体で年間281件の刑法犯認知件数があり、年々犯罪件数は減少している。令和3年中は69件であり、市内全体の犯罪件数における割合は令和3年で約7%であった。参考までに、吉祥寺本町1丁目は、令和3年中は190件、市内全体における割合は約19%である。
- ・現時点では、地区指定要件における地域住民の自主的活動は市では把握はしていない。
- ・現在の環境浄化特別推進地区の場合では、地区内における地域住民の自主的活動や健全な商業活動を行うための支援・助成等（令和3年度は申請なし）、地区内の清掃、防犯カメラを設置している。防犯カメラは、設置が必要とされる箇所については警察と協議のうえ決定している。吉祥寺南町2丁目の当該地区では市の補助金を活用した商店会の設置する防犯カメラが稼働している。
- ・現行の環境浄化特別推進地区は、昭和59年1月に指定をして以降、区域の変更を実施していない。
- ・当時の地区指定は、現在とは異なり、別の条例・要綱の規定により、環境浄化特別推進地区に指定をすると、新たな旅館業が事実上営業できない規定となっていた。その後の風適法の改正に伴いラブホテル等についての法律上の規制の範囲が拡大されたため、市の条例や要綱による規制は廃止となったため、現在は、地区指定を新たに行った場合でも、それによる建築や営業の規制を行うことはできない。
- ・「環境浄化協力員」は、環境浄化に関する条例の規定による制度であり、おもに市への情報提供、意見具申を行う役割とされ、各町丁目に1人、公募により募集することとなっている。実際は、平成13年度を最後に、それ以降の新たな協力員は募集をしておらず、平成14年以降は、市政モニター制度（現在は廃止）を開始し、その他にもブルーキャップ、ホワイトイーグル、市民安全パトロール隊など市内の状況を把握できるパトロール隊を充実させた。その他、市長への手紙や市HPへの問い合わせ、所管課への直接の連絡など、情報提供やご意見は協力員以外の方法でも常時受付できる体制となっている。
- ・陳情の要望の中に記載のある「風俗営業・旅館業について定期的な査察」

については、これら査察については、それぞれの機関がそれぞれの法律に基づき、必要な査察を行っているものと認識している。風俗営業や旅館業については、市として査察を行う権限はない。

- ・今後、実際にこの地域内に在住及び営業されている方々の意見をアンケート方式等にて伺うことを検討している（約130世帯、約160名が居住）。それらの結果及び地区指定の要件等を踏まえ、市としての方針を決定していく予定である。

## 6 現地視察

ー環境浄化特別推進地区・吉祥寺南町2丁目地域・吉祥寺駅南口周辺・サンロード商店街・新規開業ホテル「シャリル」周辺を視察ー

## 7 意見交換

### 【委員A】

- ・地域住民から地区指定の要望があるようであれば、指定をしたほうが良いと考える。また、地区についても今回の陳情に関する地域のみではなく、アトレ吉祥寺内郵便局のあたりまで拡大した方がよいと考える。

### 【委員B】

- ・客引き行為等の規制については、罰則がないと効果が低いのではないかと。
- ・陳情に関しては、要件に該当するのではあれば指定をすべきであるし、要件に該当しないのであれば指定すべきではないと考える。予算や人員など優先順位を考慮したうえで、検討すべきである。
- ・実態として、どの程度の人がどの程度実害を受けているのかも重要であり調査が必要。本当に実害があるのであれば、本来法律で規制すべき事ではないか。地域を良くしたい思いは賛同するが、事業活動の自由という観点からも、ただ「嫌だ」という感情論だけではなく、実害の状況を調査するべきと考える。

### 【委員C】

- ・アトレ前の北側の通りは、予備校や塾が多いため、夜間も児童・生徒が通行し迎えを行う保護者の車や風俗関係者と思われる車などが多数混在し、異様な混雑ぶりとなっている。地区指定を行うことで、市としての方針、象徴として示すほうが良いと考える。

### 【委員D】

- ・市民の力が必要であるが、市民は市の支援が寄りどころである。陳情に関する地域は、地区指定の要件に該当しないという話があるが、犯罪が増えてから又は風俗営業店が増えてからでないと対策ができないということではなく、そのようになる前に手を打つ必要がある。
- ・すべての要望について何もかも実現してほしい、ということではなく、そうした市民の気持ちを汲み取って、現在の条例等のなかで何ができるかを考えてほしい。

- ・地区に指定をする方向性であれば、市民としても果たさなければならない役割について自分達で何ができるか考えていく必要がある。
- ・既存のホテルでは、車での待機など、組織的な利用ではないかと推察されるような状況が見受けられる。新しくできるホテルでもそのような状況にならないか不安を感じている。
- ・この場所に住み続けたいと願う市民の気持ちに寄り添ってほしい。

**【委員E】**

- ・どのようなホテルであれ、利用の仕方を規制することは難しいのではないかと。外観の問題であれば、まちづくりや景観の観点からの規制を行うことが望ましいのではないかと。

**【委員C】**

- ・ホテルに関しては、やはり外観の問題が大きく、外観によって地域住民に与える影響が異なると思われる。

**【委員B】**

- ・法律に違反していなければ建物は建ってしまう。規制できないことを市に要望してもできないことはできないはずである。あとは、住民らが実害などの根拠をもとに直接要望をする方法があるが、現実的な解決はなかなか難しいと思われる。

**【委員A】**

- ・地区指定をしても、規制できないものはできない、という事も理解しているが、それでも住民の気持ちをくんで地区指定をしないよりは、したほうがよいと考える。

**【 会長 】**

- ・本日は審議を行うのではなく、各委員の意見を伺う機会であったが、様々な有益なご意見が出された。市としても、今後、権限の範囲内で何かできるかの検討を進めてほしい。